

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第8号

技能職員等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

技能職員等の退職手当の特例に関する条例(平成27年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「平成28年度末」を「平成29年度末」に改める。

第2条中「平成28年度末」を「平成29年度末」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の技能職員等の退職手当の特例に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。